

平成27年2月23日

桑折町議会

議長 半澤 高 様

桑折町議会議員定数問題調査特別委員会

委員長 片 平 秀 雄

議会議員定数問題調査特別委員会報告書

平成26年第10回桑折町議会臨時会（9月29日）において、本特別委員会が設置され調査付託された事件について、このほど調査を終了しましたので、その結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 調査事件 議会議員定数問題について

2. 調査の目的

町議会は、合議制の意思決定機関として住民の意思を町政に反映し、二元代表制のもと、町政に対する監視機能等を果たすという重要な使命がある。また、地方分権の進展に伴い、国や県からの権限移譲が進む中、議会の果たすべき役割と責任もますます大きくなっていくものと考えられる。

このような中、前回、平成23年9月の町議会議員選挙では、無投票の結果となったところである。

また、平成26年5月に開催した「議会報告・議員との意見交換会」において、参加町民の方々より議会議員定数に関する多くのご意見を頂いた。そのうえで、議員間討議を重ね、平成26年9月に「議会だより特別号」を発行、各議員の考えを掲載し、更に町民の方々よりご意見を頂いてきた。その結果を踏まえ、本町議会にとって、今後、最も効率的、効果的な議会運営や議会議員定数のあり方についての調査研究をする事とし、平成26年第10回臨時会において本特別委員会を設置した。

3. 調査の経過

開催期日	回数	調査内容等
H26. 9. 29		臨時会 議会議員定数問題調査特別委員会設置 委員数：13名 調査期間：平成27年2月28日まで
H26. 9. 29	第1回	委員長・副委員長の選任

H26. 10 . 8	第 2 回	調査の進め方について（スケジュール化し調査） ・議員必携「第 2 次地方議会活性化研究会」報告書参考 ・議員間の自由闊達な密度の濃い議論を集中的に行う。 ・桑折町議会基本条例（第 3 章町民と議会の関係）を参照
H26. 10. 23	第 3 回	議員定数問題調査について（自由討議） ・「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化対策」（平成 18 年 4 月第 2 次地方（町村）議会活性化研究会） ・自立の町選出時の定数削減に至った経緯について討議
H26. 11. 4	第 4 回	議員定数問題調査について（自由討議） テーマ：平成 18 年自立の町づくり調査特別委員会最終報告以後の諸情勢の変化（人口減少、大震災・原発事故からの復興、地方の疲弊の克服など）を踏まえ、定数問題について討議
H26. 11. 11	第 5 回	議員定数問題調査について（自由討議） テーマ： ①平成 18 年自立の町づくり調査特別委員会最終報告についての「議会だより・速報版」の 14 名とした論拠についての討議し、併せて以後の諸情勢の変化（人口減少、大震災・原発事故からの復興、地方の疲弊の克服など）を踏まえ、定数問題について討議 ② 議員必携「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策」等 文献を参考にした定数問題検討。
H26. 12. 1	第 6 回	議員定数問題調査について テーマ：参考人・公聴会制度について （各制度、制度の特徴・相違点、開催手続等、共通事項）等の確認及び次第例の調査、自由討議。 結果：町民の意見を聞く・議員のみで判断する・学識経験者の話を聞く、の 3 点に絞り次回協議する。
H26. 12. 18	第 7 回	議員定数問題調査について 下記の 3 点について（自由討議） ・町民の意見を聞く。 ・議員のみで判断する。 ・学識経験者の話を聞く。 採決の結果、町民の意見を聞く 賛成 5 名、反対 7 名 学識経験者の話を聞く 賛成 4 名 反対 8 名 となり、議員のみで判断することとした。
H27. 1. 20	第 8 回	議員定数問題調査について ・各議員の意見開陳について 開陳結果（現状維持 2 名・2 名削減 9 名・3 名削減 1 名 4 名削減 1 名 計 13 名）
H27. 2. 4	第 9 回	議員定数問題調査について ・特別委員会のまとめ方についての協議 結果、議員定数問題調査特別委員会正副委員長にて委員会報告書（案）を作成し各議員に配布する。
H27. 2. 23	第 10 回	最終報告書（案）について検討。

4. 調査の結果

本委員会は、付託された「議会定数問題調査」について、10回の委員会を開催し、本町における定数のあり方について、慎重な調査、検討、議論を行い、その上で、各委員の意見開陳（別紙添付資料）をおこなった。

その結果13名中「2名削減」が9名となり多数意見となった。なお少数意見として、「現状維持」2名、「3名削減」1名、「4名削減」1名の意見もあった。

この度の調査においては「平成18年自立の町づくり調査特別委員会最終報告」で議員定数を14名とした論拠の検証や「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策」などを参考にして検討されてきた。本町を取り巻く状況は大きく変化し、少子高齢化や人口減少問題、東日本大震災からの復旧、原子力災害からの復興、地方の疲弊化など、さまざまな問題が生じている。

こうしたことを踏まえ、町議会は二元代表制のもと、町民の代表機関として本来の機能を十分に発揮し、広く町民の意思を町政の場に反映させるとともに行政執行の監視機能を果たすという重要な役割と責任がある。また、議会は町民に対し積極的に情報提供を行い、政治に理解と関心を深めてもらえるよう努めなければならない。従って、議員自らも、町民の付託に応えるため、資質の向上、自己研鑽に努め、住民自治の本旨の実現に努力すべきである。